

# 運 営 規 程

訪問看護ステーション ゆうあい

## 訪問看護ステーションゆうあい 運営規程（介護保険）

### <介護保険>

#### (事業の目的)

第1条 **医療法人真庭慈風会**が開設する訪問看護ステーションゆうあい（以下「当ステーション」という）が行う指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に、介護保険法による指定訪問看護事業者、指定介護予防訪問看護事業者として適切な事業運営を行うため、介護保険法に基づく指定訪問看護、指定介護予防訪問看護（以下「介護保険指定訪問看護、介護予防訪問看護」という）の実施について必要な事項を定め適切な訪問看護、介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、かかりつけ医の指示のもと対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し健康管理、全体的な日常動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援するものとする。

2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の実施にあたっては関係市町村地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

3 当ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 当事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションゆうあい
- (2) 所在地 岡山県真庭市勝山1070（介護老人保健施設ゆうあい1階）

#### (職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 当ステーションに勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師又は保健師 1名（常勤）  
所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 看護師、保健師 2.5人以上（常勤、1名は管理者と兼務）  
理学療法士又は作業療法士 必要数  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護、介護予防訪問看護を担当する。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 当ステーションの営業日及び営業時間は、訪問看護ステーションゆうあい職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜までとする。但し、祝日、盆休（8月14～15日）年末年始（12月30日～翌1月3日）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (訪問看護、介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護、介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書、介護予防訪問看護指示書（以下「指示書」という）により看護師が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合はかかりつけの医師（主治医）の指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を行う。

#### (指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 他医師の指示による医療処置

#### (指定介護予防訪問看護の内容)

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 運動機能向上
- (3) 栄養改善
- (4) 口腔機能の向上
- (5) 認知症、うつ、閉じこもり予防、支援

#### (緊急時における対処方法)

第8条 看護師等は、訪問看護、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

#### 3 非常災害対策

①	非常災害時のキーパーソン	
②	災害避難場所	
③	家族の連絡先	

- ・災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。

- ・災害のための緊急依頼は対応できません。

#### (業務継続計画の策定等)

第9条 当ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問看護介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、訓練及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (身体の拘束等)

第10条 当ステーションは、原則として利用者に対し身体的拘束等を行わない。

但し、利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、主治医へ連絡をし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに本人家族に対して十分な説明を行う。

#### (虐待の防止等)

第11条 当ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (苦情処理)

第12条 当ステーションは、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設ける。（詳細は別途定める）

2 当ステーションは、苦情申し立てに関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿つて改善を行う。

#### (利用料)

第13条 介護保険指定訪問看護、介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護、指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担額はその1割か2割または3割の額とする。

#### 交通費

実施地域を越える場合、第10条の実施地域を越えた地点から

1kmにつき50円

その場合、利用者や家族にその旨を説明し、同意書を得るものとする。

死後の処置料

10,000円

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や、家族に対し指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。

(通常の介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業の実施地域)

第14条 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護事業の実施地域は次のとおりとする。

真庭市 真庭郡新庄村

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るために研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、[医療法人真庭慈風会](#)と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年 4月 1日 一部改訂  
平成17年10月 1日 一部改訂  
平成17年12月 1日 一部改訂  
平成18年 4月 1日 一部改訂  
平成19年 6月 1日 一部改訂  
平成21年 5月 1日 一部改訂  
平成21年10月 1日 一部改訂  
平成23年 9月 1日 一部改訂  
平成24年11月 1日 一部改訂  
平成26年 4月 1日 一部改訂  
平成27年 8月 1日 一部改訂  
令和 6年 4月 1日 一部改訂

## 訪問看護ステーションゆうあい 運営規程（医療保険）

### <医療保険>

#### (事業の目的)

第1条 **医療法人真庭慈風会**が開設する訪問看護ステーションゆうあい（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が病気やけが等により在宅療養を必要とする者に対し、健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「健康保険指定訪問看護」という）の実施について必要な事項を定め、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけ医の指示のもと対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し健康管理、全体的な日常動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるように支援するものとする。

2 指定訪問看護の実施にあたっては関係市町村地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもと適切な運営を図るものとする。

3 当ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションゆうあい
- (2) 所在地 岡山県真庭市勝山1070（介護老人保健施設ゆうあい1階）

#### (職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師又は保健師 1名（常勤）  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 職員 看護師、保健師 2.5人以上（常勤、1名は管理者と兼務）  
理学療法士又は作業療法士 必要数  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 当ステーションの営業日及び営業時間は、訪問看護ステーションゆうあい職員就業規程に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜までとする。但し、祝日、盆休（8月14～15日）年末年始（12月30日～翌1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師(主治医)に申し出て、かかりつけの医師(主治医)が交付した訪問看護指示書(以下「指示書」という)により看護師が利用者を訪問して、計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡が合った場合は主治医の指示書の交付を求めるよう助言する。

#### (指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

#### (緊急時における対処方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### 3 非常災害対策

①	非常災害時のキーパーソン
②	災害避難場所
③	家族の連絡先

- ・災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自すべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- ・災害のための緊急依頼は対応できません。

#### (業務継続計画の策定等)

第9条 当ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問看護、介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、訓練及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### (虐待の防止等)

第10条 当ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情处理)

第11条 当事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設ける。（詳細は別途定める）

2 当事業所は、苦情申し立てに関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

### (利用料)

第12条 健康保険指定訪問看護に係わる利用料は次のとおりとする。

基本利用料…費用額の1割～3割（利用者が提示する受給者証で確認）

超過時間加算料

営業時間内で2時間を超えた場合（30分毎）	1,000円
営業時間外での2時間を超える訪問看護料（30分毎）	
午後 6時00分～ 午後10時00分	
午前 6時00分～ 午前 8時00分	2,100円
午後10時00分～ 午前 6時00分	4,200円
當業日以外の訪問看護	1日2時間まで
	2,000円

交通費

実施地域を越える場合、第10条の実施地域を越えた地点から

1 kmにつき 50 円

その場合、利用者や家族にその旨を説明し、同意書を得るものとする。

## 日常生活に必要な物品

實費

## 死後の処置料

10,000円

指定訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対し指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。

(通常の健康保険の訪問看護事業の実施地域)

### 第13条 指定訪問看護事業の実施地域は次のとおりとする。

真庭市 真庭郡新庄村

(その他運営についての留意事項)

第14条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為に研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、**医療法人真庭慈風会**と訪問看護ステーションゆうあいの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年 4月 1日 一部改訂

平成17年10月 1日 一部改訂

平成17年12月 1日 一部改訂

平成19年 6月 1日 一部改訂

平成21年 5月 1日 一部改訂

平成21年10月 1日 一部改訂

平成23年 9月 1日 一部改訂

平成24年11月 1日 一部改訂

平成26年 4月 1日 一部改訂

平成30年 8月 1日 一部改訂

令和 6年 4月 1日 一部改訂